

# 令和4年度における北海道地区の下請法の運用状況等について

令和5年6月22日  
公正取引委員会事務総局  
北海道事務所

## 第1 下請法の運用状況

### 1 定期調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、北海道事務所管内に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者3,225名（製造委託等<sup>(注1)</sup>1,810名、役務委託等<sup>(注2)</sup>1,415名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者7,745名（製造委託等3,899名、役務委託等3,846名）を対象に実施した。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況

[単位：名]

年 度	区 分	親事業者調査		下請事業者調査	
		全国	北海道	全国	北海道
令和4年度		70,000	3,225	300,000	7,745
	製造委託等	37,993	1,810	176,799	3,899
	役務委託等	32,007	1,415	123,201	3,846
令和3年度		65,000	2,768	300,000	5,700
	製造委託等	37,280	1,511	169,318	1,908
	役務委託等	27,720	1,257	130,682	3,792
令和2年度		60,000	2,700	300,000	5,700
	製造委託等	36,128	1,532	196,879	2,845
	役務委託等	23,872	1,168	103,121	2,855

## 2 下請法違反被疑事件の処理状況

### (1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

#### ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は259件（製造委託等137件、役務委託等122件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った定期調査によるものが256件（製造委託等136件、役務委託等120件）、下請事業者等からの申告によるものが3件（製造委託等1件、役務委託等2件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は259件（製造委託等138件、役務委託等121件）であり、このうち、256件（製造委託等138件、役務委託等118件）について違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数 <sup>(注)</sup>				処 理 件 数				
		定期 調査	申告	中小企業 庁長官か らの措置 請求	計	措 置			不問	計
						勧告	指導	小計		
令和4年度	全国	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757
	北海道	256	3	0	259	0	256	256	3	259
製造委託等	全国	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
	北海道	136	1	0	137	0	138	138	0	138
役務委託等	全国	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
	北海道	120	2	0	122	0	118	118	3	121
令和3年度	全国	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100
	北海道	257	1	0	258	0	255	255	2	257
製造委託等	全国	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
	北海道	151	0	0	151	0	149	149	1	150
役務委託等	全国	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
	北海道	106	1	0	107	0	106	106	1	107
令和2年度	全国	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
	北海道	253	1	0	254	0	251	251	4	255
製造委託等	全国	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
	北海道	136	1	0	137	0	134	134	3	137
役務委託等	全国	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
	北海道	117	0	0	117	0	117	117	1	118

(注) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で389件となっており、このうち、製造委託等に係るものが215件、役務委託等に係るものが174件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は217件（類型別件数の合計の55.8%）となっており、このうち、製造委託等に係る

ものが123件、役務委託等に係るものが94件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は172件（類型別件数の合計の44.2%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が86件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の50.0%）、②下請代金の減額が50件（同29.1%）、③買ったたきが26件（同15.1%）等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は92件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が45件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の48.9%）、②下請代金の減額が29件（同31.5%）、③買ったたきが13件（同14.1%）等となっている。

(1) 役務委託等に係る実体規定違反は80件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が41件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の51.3%）、②下請代金の減額が21件（同26.3%）、③買ったたきが13件（同16.3%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区分 年度		手続規定違反			実体規定違反												合計
		書面 交付 義務	書類 保存 義務	小計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買 いた た き	購 入 等 強 制	早 期 決 済	割 引 困 難 手 形	利 益 提 供 要 請	や り 直 し 等	報 復 措 置	小計	
令和4年度	全国	6,697	834	7,531	49	4,069	1,273	22	913	50	71	225	349	73	4	7,098	14,629
	北海道	193	24	217	0	86	50	1	26	1	1	5	1	1	0	172	389
製造委託等	全国	4,271	492	4,763	36	2,273	860	19	524	31	61	211	278	52	3	4,348	9,111
	北海道	107	16	123	0	45	29	1	13	1	0	2	0	1	0	92	215
役務委託等	全国	2,426	342	2,768	13	1,796	413	3	389	19	10	14	71	21	1	2,750	5,518
	北海道	86	8	94	0	41	21	0	13	0	1	3	1	0	0	80	174
令和3年度	全国	5,401	732	6,133	48	4,900	1,195	11	866	48	72	293	332	101	12	7,878	14,011
	北海道	173	14	187	0	163	40	0	25	1	2	12	1	3	0	247	434
製造委託等	全国	3,703	450	4,153	40	2,909	826	9	493	29	62	282	290	79	9	5,028	9,181
	北海道	115	8	123	0	90	22	0	12	1	2	11	1	3	0	142	265
役務委託等	全国	1,698	282	1,980	8	1,991	369	2	373	19	10	11	42	22	3	2,850	4,830
	北海道	58	6	64	0	73	18	0	13	0	0	1	0	0	0	105	169
令和2年度	全国	6,003	934	6,937	40	4,738	1,471	15	830	76	78	314	297	120	0	7,979	14,916
	北海道	174	27	201	0	158	44	0	29	1	1	3	6	1	0	243	444
製造委託等	全国	4,181	612	4,793	36	2,881	1,072	15	497	47	72	303	255	89	0	5,267	10,060
	北海道	101	17	118	0	79	27	0	13	1	0	3	4	0	0	127	245
役務委託等	全国	1,822	322	2,144	4	1,857	399	0	333	29	6	11	42	31	0	2,712	4,856
	北海道	73	10	83	0	79	17	0	16	0	1	0	2	1	0	116	199

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

### (3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和4年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者7名<sup>(注1)</sup>から、下請事業者1,808名<sup>(注1)</sup>に対し、下請代金の減額分の返還等、総額441万円<sup>(注2)</sup>の原状回復が行われた。

(注1) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。以下同じ。

(注2) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者4名から、下請事業者1,647名に対し、431万円の減額分が返還された(第4表参照)。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	支払を行った		支払の年度総額 (原状回復額)
		親事業者数	下請事業者数	
令和4年度	全国	64名	4,046名	8億5561万円
	北海道	4名	1,647名	431万円
令和3年度	全国	65名	2,561名	3億3909万円
	北海道	2名	13名	149万円
令和2年度	全国	71名	3,858名	3億7155万円
	北海道	3名	93名	80万円

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者3名から、下請事業者161名に対し、10万円の遅延利息が支払われた(第5表参照)。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った		支払の年度総額 (原状回復額)
		親事業者数	下請事業者数	
令和4年度	全国	95名	1,836名	1億4064万円
	北海道	3名	161名	10万円
令和3年度	全国	105名	2,970名	1億2035万円
	北海道	3名	5名	628万円
令和2年度	全国	126名	2,340名	9364万円
	北海道	4名	27名	122万円

## 第2 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和4年度の状況は次のとおりである。

### 1 下請法等に係る講習

#### (1) 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施している。

令和4年度においては、北海道事務所では、対面方式で1回の講習を実施した。

#### (2) 下請取引適正化推進月間に関する取組

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。

令和4年度においては、各種媒体を通じた広報やポスターの掲示に加え、下請取引適正化推進講習会テキストの内容を繰り返し習得できる動画を配信した。

### 2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和4年度においては、北海道事務所では189件の相談に対応した。

### 3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和4年度における北海道事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は6名である。

令和4年度においては、7月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

### 4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体等が開催する研修会等に出講している。

令和4年度においては、北海道事務所では、事業者団体へ2回の出講を実施した（いずれもオンライン方式の研修会へ出講を実施した。）。

## 令和4年度における主な指導事件

### 1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 建設機械器具の運送・修理等を下請事業者へ委託しているA社は、下請事業者に対し、支払期日に手形を郵送していたため、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ② 住宅設備の修理等を下請事業者へ委託しているB社は、下請事業者からの請求書の提出遅れを理由として、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。

### 2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① 自動車の修理等を下請事業者へ委託しているC社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、振込手数料を下請代金の額から減じていた。また、自社が金融機関に実際に支払う振込手数料の額を超える額を下請代金の額から減じていた。
- ② ポリエチレン製品の製造等を下請事業者へ委託しているD社は、過去に下請代金の支払方法を手形払から現金払に変更した下請事業者に対し、「割引利息」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額から減じていた。

### 3 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）

- 住宅設備の修理等を下請事業者へ委託しているE社は、下請事業者に対し、自社の事務処理上の都合により、自社が指定する様式の伝票の利用を要請し、当該伝票を購入させていた。

### 4 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- 建設機械器具の運送・修理等を下請事業者へ委託しているF社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。